山ノ内町観光総合パンフレット制作業務
委託候補者審査要領

１．目的

この要領は、山ノ内町観光総合パンフレット制作に係る公募型プロポーザルにおいて、業務の受託者を選定するために行う審査の方法について定める。

２．審査方法

（１）提出された企画提案書等を資料とし、審査会でのプレゼンテーションを受けて審査を行う。
（２）各審査員は、提案者１者あたり 100 点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行う。
（３）得点の最も高いものが複数ある場合は、審査員で協議のうえ、委託予定事業者を決定する。

３．審査会

日　時　　令和６年 11 月１日（金）13 時 30 分から
場　所　　山ノ内町役場庁議室

４．審査項目及び評価内容

審 査 項 目		配点
コンセプト	業務の趣旨や制作方針に沿った内容で企画提案されており、町内３エリアの魅力や特性を理解しバランスよく伝えているか	40
制作技術	業務の趣旨を達成するために必要な技術を用い、創意を加えたデザイン、構成、ページ展開により発注者の意図に沿った効果的な成果物を製作できるか	30
類似業務の実績	過去の類似業務は良好な実績として評価できるか	10
実施体制	会社概要、スタッフ体制が本業務を確実に遂行できるものとなっているか	10
経費及び内訳の妥当性	経費見積及び内訳が提案内容に相応な金額か、予算内で最大限の業務を遂行できるか	10

５．その他

参加者が１者の場合は、審査員の合計点の平均が 50 点以上であることを選定の条件とする。